

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年9月6日

【発行者名】 UBS (Lux) ストラテジー・シキャブ
(UBS (Lux) Strategy SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F. ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

UBS (Lux) ストラテジー・シキャブ (UBS (Lux) Strategy SICAV) (以下「本投資法人」という。) のサブ・ファンドであるフィクスト・インカム・サステナブル (米ドル) (以下「消滅サブ・ファンド」という。) がサブ・ファンドであるUBS (Lux) ストラテジー・ファンド - フィクスト・インカム・サステナブル (米ドル) (以下「存続サブ・ファンド」という。) と合併し解散するため、本投資法人は、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(イ) 当該解散等の年月日

2024年10月11日

(ロ) 当該解散等に係る決定に至った理由

消滅サブ・ファンドの投資者の利益が減少していることから、また資金募集を合理化および簡素化するために、消滅サブ・ファンドの取締役会および存続サブ・ファンドに代わり管理会社の取締役会は、本投資法人の定款第25.2条およびUBS (Lux) ストラテジー・ファンドの約款第12.2条の各規定に従い、消滅サブ・ファンドを存続サブ・ファンドに吸収させることが投資者の最善の利益であると判断した。

(ハ) 法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

2024年9月6日付の書面により、登録受益者である日本の販売会社に通知した。